

24

様式第8号(刑訴第198条)

(甲)

供 述 調 書	
本 籍	神奈川県 [REDACTED]
住 居	神奈川県 [REDACTED]
	(電話 [REDACTED])
	(携帯 [REDACTED])
職 業	会社役員 (大川原化工機株式会社)
氏 名	大川原 正明 (おおかわら まさあき)
	昭和24年5月14日生 (70歳)
上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、令和元年10月28日、警視庁総務部留置管理第一課原宿分室において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1 言いたくないことは言わなくてよいと刑事さんから説明を受けて理解しました。	
本日は、噴霧乾燥器の輸出規制案文を見た際に私が輸出規制に該当すると思った当社製の噴霧乾燥器についてお話をします。	
噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に追加されることについては、規制前から部下で当時海外営業部長を務めていた島田順司から随時報告を受けていました。	
規制の内容については、何度か島田から報告を受けていましたが、規制前のある時、詳しい時期は思い出せませんが、島田が「経産省の作った案文です。」と言って、経済産業省が作成した噴霧乾燥器の輸出規制案文を社長室にいた私のところまで持ってきました。	

警 視 庁

私としては、今回の規制趣旨が生物兵器製造可能な噴霧乾燥器の不拡散だ
ったことから対象器は、おそらく
細胞毒性のある抗がん剤のような高生理活性剤を製造できるレベ
ルに特殊設計された一部の噴霧乾燥器のみだろう
と聞いていました。
ところが、島田から見せられた輸出規制案文にはイ、ロ、ハという3つの
要件がありましたが、特殊設計というような限定的な文言等ではなかったた
め、私は、この内容では、解釈次第で当社の噴霧乾燥器のうち
定型機であればノズル専用機であるRシリーズやNシリーズ
他の定型機や生産機であっても出荷時に2流体ノズルが搭載され
ていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている機種
ならば該当する可能性があると思いました。
島田から見せられた輸出規制案文は、島田宛に経済産業省から送られてき
たものですが、その輸出規制案文を見せていただけたらより具体的にお話で
きます。
この時本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員巡查部長[REDACTED]
作成の「出力印字結果報告書（本社第424号メール）」に添付された資料の
必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料1として本調書末尾に添付す
ることとした。
資料1の1枚目上部に
Subject：霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について
From：[REDACTED] <[REDACTED]>
Date：2012/12/19 11:35

警 視 庁

To : [REDACTED]
CC : < [REDACTED] >
大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿
お世話になっております。
経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。
等と記載があり、メール文中央部分に
添付ファイルのとおり当方が作成した政省令等改正案
政省令等案については、 [REDACTED] の噴霧乾燥機
(の規制テキスト (英文) をある程度日本語に翻訳したもの
等と記載があるとおり、このメールは、
2012年(平成24年)12月19日
に経済産業省の新地という職員から当社の島田や当時専務であった相嶋静夫
に、 [REDACTED] の合意を踏まえた政省令等案が送られており、
規制内容に対する意見を求められていることが分かります。
資料1の3枚目にある「 [REDACTED] の規制テキス
ト」は、私が初めて文章として目にした噴霧乾燥器の輸出規制案文です。
2 資料1の3枚目の上段に
6. Spray-drying Equipment
Spray drying equipment capable of drying toxins or
pathogenic microorganisms having all of the following
characteristics:
と規制装置を示す英文の記載がありましたが、日本語では、中央部分の「政

警 視 庁

令案※貨物を指定輸出令3の2(2)6」で示しているとおり、単に
噴霧乾燥機
と記載されていたのです。
英文を翻訳すれば「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を
持つ噴霧乾燥器」であるところ、日本文の輸出規制案文には反映されていま
せんでした。
私は、これを見た時に
英文のとおり毒素等を乾燥することができる特殊仕様の部分が反
映されず、単に噴霧乾燥器となれば、当社製噴霧乾燥器も該当とな
る可能性がある
英文を正確に輸出規制案文に反映させるべきだ
と思いました。
次に、「イ」の要件については
標準設定温度で運転する場合等の制限を設けなければ、全ての噴
霧乾燥器が該当する要件だ
と思いました。
「ロ」の要件については、
2流体ノズルを持つ噴霧乾燥器
と規定されていたので、生物兵器に転用可能な機械の不拡散という趣旨に反
して
電子用部品製造向けの噴霧乾燥器等も該当になる要件になってい
る
と思いました。

警 視 庁

この輸出規制案文を見た平成24年当時は、当社が開発した10マイクロメートル以下の粉体を安定して製造できるツインジェットノズルという2流体ノズルを2次電池部材製造向けとして営業に励んで伸ばしていこうとしていた時期でした。

最終的に輸出規制が開始される段階では「2流体ノズルを持つ」という要件は削除されましたが、輸出規制の案文を見た時は当社がまさに伸ばしていこうとしている分野が規制対象になっていることに虚を突かれたと共に、なぜ2流体ノズルに限定するのかと疑問に思いました。

この当時は島田も、ツインジェットノズルを抱えて営業に飛び回っていたころでしたので私と同じように「ロ」の要件を見て驚いたと思います。

「ハ」の要件については、

「滅菌」や「殺菌」の方法や程度が記載されていなかったため、解釈によっては規制範囲が広がると思いました。

また、英文の「in situ」が「定置した状態」と省令案に翻訳されている点が気になりました。

「定置した状態」では

「定位置」と解釈される可能性

があり、定位置と捉えた場合、極端な例を挙げればその場所から動かさなければ何をしてもよいと解釈されかねないと思ったからです。

「in situ」を「分解せずに」と翻訳すれば日本語としても分かりやすく、その場から動かしてもいけないし、分解したり触れてもいけないということが明確だと思いました。

よって、「ハ」の要件は「in situ」を「分解せずに」と省令案に反映させ

るべきだと思いました。

いずれにしても、輸出規制のイ、ロ、ハの要件はそれぞれがかなり広い規制となる文言になっていたため、当社の定型機の中でも該当する可能性があると思いました。

3 特に私が該当する可能性があると思った当社の噴霧乾燥器について具体的にお話します。

今お話したように輸出規制案文のイ、ロ、ハの要件ではかなり規制範囲が広がるとは思いましたが、当社の噴霧乾燥器全てが該当するとは思いませんでした。

それは法の要件として規定されている以上、要件1つ1つが少なくとも何らかの制約があるだろうと思ったからです。

ただ、制約がついたとしても当社の噴霧乾燥器で

定型機であればノズル専用機であるRシリーズやNシリーズ

や、

他の定型機や生産機であっても出荷時に2流体ノズルが搭載され

ていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている機種

は該当するのではないかと思います。

「イ」の要件は入り口温度を調節すれば1時間あたりの水分蒸発量を0.

4キログラム以上400キログラム以下にすることが可能ですので該当します。

「ロ」の要件は、当社の定型機の中ではノズル専用機であるRシリーズ、Nシリーズや他の定型機、生産機であっても出荷時に2流体ノズルが搭載されていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている機種であれば10

マイクロメートル以下の製品を製造できるため該当します。
「ハ」の要件は「定置した状態」を「その場から動かさずに」と解釈して
、「殺菌」方法等が限定されていない以上、乾熱殺菌や薬液殺菌等どのような殺菌方法でも含むので、殺菌することができ、該当することになります。
よって、私は島田から見せられた輸出規制案文を見た時、この内容だと、
解釈次第では、少なくとも当社の噴霧乾燥器のうち定型機のノズル専用機で
あるRシリーズ、Nシリーズや他の定型機、生産機であっても出荷時に2流体
ノズルが搭載されていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている
機種であれば輸出規制に該当する可能性があると思いました。
この時本職は、平成29年9月21日付け当課司法警察員巡査[REDACTED]作成「出
力印字結果報告書（大川原化工機株式会社ホームページ）」に添付された資料
の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料2として本調書末尾に添付
することとした。
今見せていただいたのは当社のホームページに掲載されている当社製噴霧
乾燥器のラインナップです。
規制前に輸出規制に該当する可能性があると思った機種として話していた
定型機であればノズル専用機であるRシリーズやNシリーズ
というのは資料2の左端に記載されている
ツインジェッターRLシリーズ
ツインジェッターNLシリーズ
のことです。
なお、資料2のツインジェッターRLシリーズの
仕様欄の微粒化方式（ノズル）欄

警 視 庁

には本来ツインジェッターRLシリーズはノズル機なので

○

がついていなければなりません。

4 これまで規制に該当するのは高生理活性剤を製造できるレベルに特殊設計された噴霧乾燥器だけと思っていたとお話してきましたが、規制前に解釈によつては、少なくとも当社の噴霧乾燥器のうち定型機のノズル専用機であるRシリーズ、Nシリーズや他の定型機、生産機であっても出荷時に2流体ノズルが搭載されていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている機種については該当する可能性があると思ったのは事実です。

今までは

当時、解釈によつては該当する可能性があると思っただけで、明確に該当すると確信していないことを警察に話すべきではないと思つていた

ので進んではっきりとお話ししていませんでした。

大川原正明

以上のとおり録取し、読み聞かせた上、閲覧させ、
たして3、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した
上、末尾に署名指印した。

前 同 日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

立会補助者

警視庁公安部外事第一課

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

司法警察員 巡查部長

警 視 庁

資料 1

Subject: 霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について

From: [REDACTED]

Date: 2012/12/19 11:35

To: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿

お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。大変ご無沙汰しております。
一昨年よりご相談させて頂いた [REDACTED] の輸出規制
において決定された噴霧乾燥機について、再度、ご相談があり連絡を
しております。

下記メールにてお知らせしたとおり、[REDACTED] にお
いて本年4月に噴霧乾燥機の規制が合意されましたが、[REDACTED]
における規制は、国際法的には紳士協定のため日本にお
いて輸出管理の規制品目とする場合には、政令(輸出貿易管理令(通
称:輸出令))及び省令(輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別
表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(通称:貨物等省令))に
追加する必要があります。

噴霧乾燥機をこれらの政省令に追加し施行されて初めて我が国として
噴霧乾燥機の輸出管理が始まります。

つきましては、噴霧乾燥機の業界として一番大きい御社に初案として
添付ファイルのとおり当方が作成した政省令等改正案をご確認頂き、
我が国でこの政省令等改正案を以て噴霧乾燥機の輸出管理が始まった
場合、何か問題があるかどうか(この文言では貨物を特定出来ない等)
等、忌憚なきご意見を頂ければ幸いです。

なお、政省令等案については、[REDACTED] の噴霧乾燥
機の規制テキスト(英文)をある程度日本語に翻訳したものと
なっておりますが、一部、意図的に翻訳していない箇所もあります
(capable of drying toxins or pathogenic microorganisms等)。これは、我が
国法制度上、このような文言を翻訳し規定しても、例えば毒素等を乾
燥することが可能かどうか判断が出来ないことから採用していないた
めです(他の輸出規制貨物についても同様の措置を取っております)。
また、「atomization nozzles」を「2流体ノズル」と訳しております
が、業界の通常の言葉の使われ方として、この訳は正しいものでし
ょうか。ご確認頂ければと存じます。

可能であれば、12月27日(木)までにご一報を頂ければ幸いです。

以上、年末でお忙しいところ大変恐縮ですが、何卒よろしく願いま
します。

[REDACTED]
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

URL: [http://www.\[REDACTED\].policy/ampo/index.html](http://www.[REDACTED].policy/ampo/index.html)

—Original Message—

From: [REDACTED]
Sent: Wednesday, April 11, 2012 7:15 PM
To: [REDACTED]
Cc: [REDACTED]
Subject: 霧乾燥機の輸出規制について

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿
各位

大変お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の[REDACTED]です。

[REDACTED]における噴霧乾燥機の規制についていろいろと御知見を頂き
ありがとうございました。

本日付で、[REDACTED]において噴霧乾燥機の規制が合意(以前お知らせし
た文言通り)されましたのでお知らせします。

まだ、更新はされておりませんが、以下の[REDACTED]のホームページ
で規制が公開される予定です。

[http://www.\[REDACTED\].net/en/controllists.html](http://www.[REDACTED].net/en/controllists.html)

なお、我が国において噴霧乾燥機を輸出管理品目とするには、
政省令の改正等を行う必要があり、実施にはまだ時間がかかる
状況です。

また、提示して頂いた御懸念(水分蒸発量の解釈、粒子径の
計測方法の解釈等)については、政省令等の改正の際に反映
させていく所存です。

政省令改正の際には、再度、御知見を拝借する事があるかも
しれませんが、その際には何卒ご協力のほどよろしくお願い致
します。

[REDACTED]

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

URL: [http://www.\[REDACTED\].go.jp/policy/anpo/index.html](http://www.[REDACTED].go.jp/policy/anpo/index.html)

添付ファイル:

噴霧乾燥機政省令.doc

16.4 KB

6. Spray-drying Equipment

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

- i. a water evaporation capacity of ≥ 0.4 kg/h and ≤ 400 kg/h
- ii. the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of the spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
- iii. capable of being sterilized or disinfected in situ.

政令案※貨物を指定

輸出令3の2(2)6

噴霧乾燥機

省令案※貨物のスペックを規定

貨物等省令第2条の2第2項第六号

噴霧乾燥機であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間につき0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 2流体ノズルを持つ噴霧乾燥機の既存の設備若しくは最小の設備変更によって平均粒子径10マイクロメートル以下の粉体を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

解釈案※省令で規定した貨物のスペックを補足する情報を規定

水分蒸発量：入口温度及び出口温度にかかわらず、1時間につき最大の水分蒸発量をいう。

平均粒子径：レーザー解析により測定したものをいう。

資料 2

